

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和2年10月28日 17時20分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市庵ノ浦 佐世保航路第3号灯標から真方位331° 1,500m付近 （概位 北緯33° 07.4′ 東経129° 42.3′）
インシデントの概要	プレジャーボートマリンは、帰航中、船外機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月2日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート マリン、5トン未満（長さ6.80m）
船舶番号、船舶所有者等	292-41869長崎、医療法人社団いけだ小児科
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族3人を乗せ、マリーナに向けて帰航中、船外機が停止し、船長が燃料タンクの燃料油がなくなっていることを認めて118番通報を行い、来援した巡視船の搭載艇にえい航された。</p> <p>船長は、出港時に操縦席前の燃料計を見て、燃料油が満タンであることを確認していた。</p> <p>船長は、本船を中古で購入した後、4～5時間程度の運航を4～5回行い、時々燃料油を補給しており、燃料計を確認した際にはいつも満タン状態を示していることを確認していたが、正確な燃料油の保有量及び燃料消費量を把握していなかった。</p>
分析	本船は、船長が燃料油の保有量及び燃料消費量を把握していない状態で帰航中、燃料油を使い切ったことから、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船長が燃料油の保有量及び燃料消費量を把握していない状態で帰航中、燃料油を使い切ったため、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、燃料油の保有量及び燃料消費量を把握した上、燃料計の

	<p>整合性を確認し、異常が判明した場合は速やかに修理等を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、出港する際には、十分な燃料油を搭載するとともに、予備の燃料油を携行することが望ましい。</li></ul>
--	--